

2022年・市町村国保調査結果の概要

2022年11月19日
神奈川県社会保障推進協議会
医療保険改善委員会

調査対象>神奈川県内33市町村
調査期間>2022年9月から10月

2022年の市町村国保調査は、神奈川県内33市町村全てから回答をいただきました。市町村の国保担当のみなさまには、日常業務にお忙しい中ご協力いただき、心よりの感謝を申し上げます。

2018年度から、都道府県が市町村とともに国保の保険者となって4年が経過し、昨年度から新たな第二期国保運営方針（3年間）の期間となりました。一昨年初頭からコロナウイルス感染が拡大し始め、市町村国保も翻弄されています。今回の調査は、市町村国保の状況を全面的に捉えるとともに、動向コロナウイルス感染症の影響による減免・傷病手当の動向、受診動向の変化について焦点化した調査としました。市町村国保がどう変化したのかを共有化し、市町村への要請と連携した運動を旺盛にすすめたいと考えています。地域からの運動に、市町村国保調査を活用していただくことを願っています。

<全体的な特徴>

（1）国保の被保険者は、高齢者、単身世帯、低所得の方が半数以上を占める

国保の加入者のうち、①加入世帯所得では、100万円以下が49.9%（昨年47.4%）で、200万円以下では70.0%（昨年67.2%）に達します。②60歳以上が50.1%（昨年51%）を占め、70歳以上が27.1%（昨年26.4%）に及んでいます。③加入世帯では、県内平均で単身者が59.7%（昨年57.4%）を占め、2人世帯が27.4%（昨年28.9%）と単身者と2人世帯で87.1%（昨年86.3%）を占めます。このように、国保の加入者の特徴は、所得が極めて低く、圧倒的に年齢構成が高く、単身世帯が多くを占めます。こうした国保加入者の構造問題から、社会保障制度としての国保のあり方を考えていく必要があります。

（2）短期証・資格証の交付停止がすすめられている

資格証を交付していない市町村は16市町村で、昨年の12市町から増加しました。短期証を交付しない自治体も、横浜市に続いて一昨年平塚市、昨年から小田原市、今年度から茅ヶ崎市と清川村も発行せず、短期証発行ゼロは5自治体となりました。短期証・資格証を交付しない自治体の増加傾向は大きな前進と評価できます。短期証の世帯交付率の平均は1.06%と昨年の1.36%から大きく減少しましたが、資格証の世帯交付率の平均は0.35%と昨年の0.28%より上昇しました。川崎市が1.94%、寒川町が1.31%と押し上げており、医療の受療県の確保という視点からの自治体への働きかけが必要です。また、収納対策の強化はすすめられており、市民税などの収納対策部局との連携、移行がすすめられている。

（3）市町村の保険料（税）の引き下げ、据え置き努力が見える

2022年度の市町村国保の保険料（税）は、13市町村で減額（昨年12市町村）、11市町村で据え置き（昨年15市町）と全33市町村中24市町村で減額、据え置きとなりました。

2022年度から法律改正により、子どもの均等割について、未就学児まで半額となりました。2019年度から中井町が均等割を第3子から全額減免、2020年度から大井町と清川村が子どもの均等割の全額減免（双方とも18歳以下まで）、2021年度から箱根町が均等割の第3子から全額減免、2022年度から相模原市が18歳まで子供の均等割の半額減免をスタートしました（横浜市と川崎市が、子どもの人数に応じて所得割の減免を実施）。市町村ごとの減免措置の拡大がすすめられ、市町村の保険料の引き下げ、据え置き努力がはかられています。しかし、所得に対する保険料（税）の比率は、13～15%となっており、国の負担比率の引き上げて払える保険料（税）をという運動の強化が求められています。

(4) コロナ感染による保険料減免、傷病手当金の支給がすすめられている

新型コロナウイルスの感染の影響による保険料の減免は、2021年度の全県での決定件数9445件、総額15億7千万円を実施し（2020年度は、決定件数39288件、総額54億円）。傷病手当金の支給実績については、2021年度の全県での決定件数986件、総額5698万円が支給されました（2020年度は、決定件数272件、総額2084万）。神奈川県では、全市町村が実施の手立てをいち早くとったことが、申請件数の増加に結び付いていると言えます。なお、相模原市は今年度より、事業主に傷病見舞金一律7万円を支給することを決めました。

(5) コロナ感染の拡大は、受診抑制を余儀なくされた

新型コロナウイルスの感染の影響による受診動向を把握するために、昨年度より、医療費、レセプト件数、受診日数、特定検診受診率の4点を調査項目としました。その結果、いずれの項目も2019年度に対し2020年度、2021年度とも減少傾向が見られました。1人当り医療費は増加傾向が見られるものの、医療費総額▲0.35%、レセプト件数▲6.61%、受診日数▲9.17%の減少。そして特定検診の受診率も▲1.1%となっており、コロナ禍での受診抑制から回復していない状況が見てとれます。

(6) 法定外繰入の維持・継続、基金の積み立てがはかられている

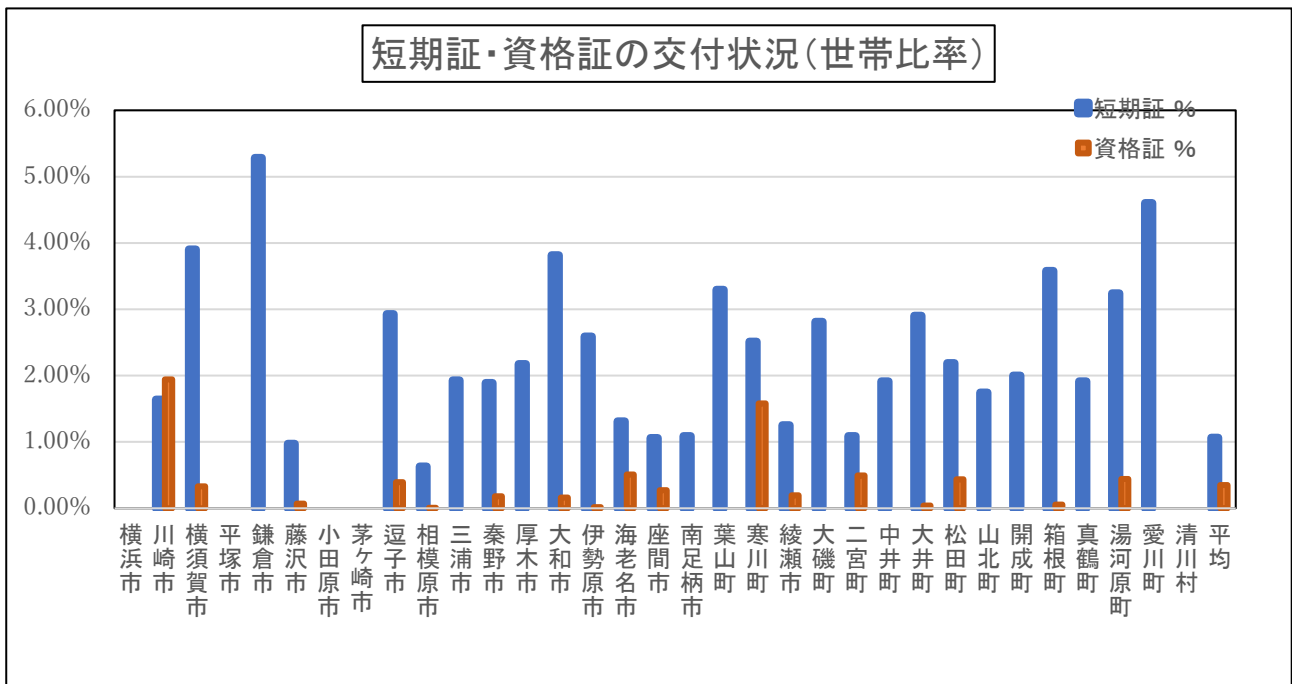
一般会計からの法定外繰入額については、33市町村中25自治体で実施しています。国による法定外繰入の削減・解消圧力が強まっていますが、神奈川県では全国と比べて数多くの自治体が積み立ての維持・継続がはかられています。保険料の軽減をはかるために、繰越金、基金を活用した方策も求められています。基金の積み立ては、全33市町村で実施しています。2021年度末の被保険者一人当たりの基金の保有高は10,258円で、2020年度末と比べ21市町村で増加しました。

1. 国保加入状況および短期証・資格証の交付状況について（1～7P）

(1) 国保の加入世帯・加入者数

神奈川県の全33市町村の国保の加入者は、全県で1,172,450世帯（昨年比▲19,640世帯）、被保険者数は1,714,469人（昨年比▲49,919人）。世帯で▲1.65%、被保険者数で▲2.83%と、大きく減少しています。その要因として、①団塊の世代の方が75歳以上の後期高齢者医療制度に移行していること、若年の非正規雇用の方が被用者保険に移行していることが推察されます。

(2) 短期証と資格証の交付状況について



①短期証の交付

短期証の世帯交付率の平均は1.06%で昨年の1.36%より大きく減少しました。横浜市、平塚市、小田原市に続いて、今年度から茅ヶ崎市と清川村が交付ゼロ自治体となりました。短期証の世帯交付率が低いのは相模原市で0.63%、藤沢市0.97%、座間市1.06%、南足柄市1.09%、二宮町1.09%の順。高いのは、鎌倉市5.28%、愛川町4.60%、横須賀市3.90%、大和市3.82%、箱根町3.58%の順で、全体的に減少傾向です。

②資格証の交付

資格証の世帯交付率の平均は0.35%で昨年の0.28%より上昇しました（一昨年は0.44%）。資格証を交付していない市町村は、横浜市、平塚市、鎌倉市、小田原市、茅ヶ崎市、三浦市、厚木市、南足柄市、葉山町、大磯町、中井町、山北町、開成町、真鶴町、愛川町、清川村の16市町村で、昨年の12市町村から増加しました（一昨年は11市町村）。交付世帯数が一桁台は、相模原市、伊勢原市、大井町、松田町、箱根町の5市町村。世帯交付率が1%を超えているのは、川崎市1.94%、寒川町1.58%の2市町です。

④保険証の未更新（留め置き）

通常証の未更新（留め置き）がある自治体は、平塚市、逗子市、三浦市、座間市、葉山町、綾瀬市、山北町、愛川町の8市町で、昨年の9市町から減少。短期証の未更新（留め置き）は、逗子市、相模原市、三浦市、秦野市、座間市、葉山町、綾瀬市、大磯町、真鶴町の9市町で昨年の11市町から減少。資格証の未更新（留め置き）は、座間市、綾瀬市の2市で昨年から2減。

⑤短期証・資格証の交付基準について

短期証の交付基準は、約半数の市町村が、滞納期間10期、1年以上となっています。資格証の交付基準では、交付していない、基準なしが6市町（鎌倉市、南足柄市、中井町、山北町、開成町、真鶴町）で、他は基準を持っています。

⑥短期証の有効期限について

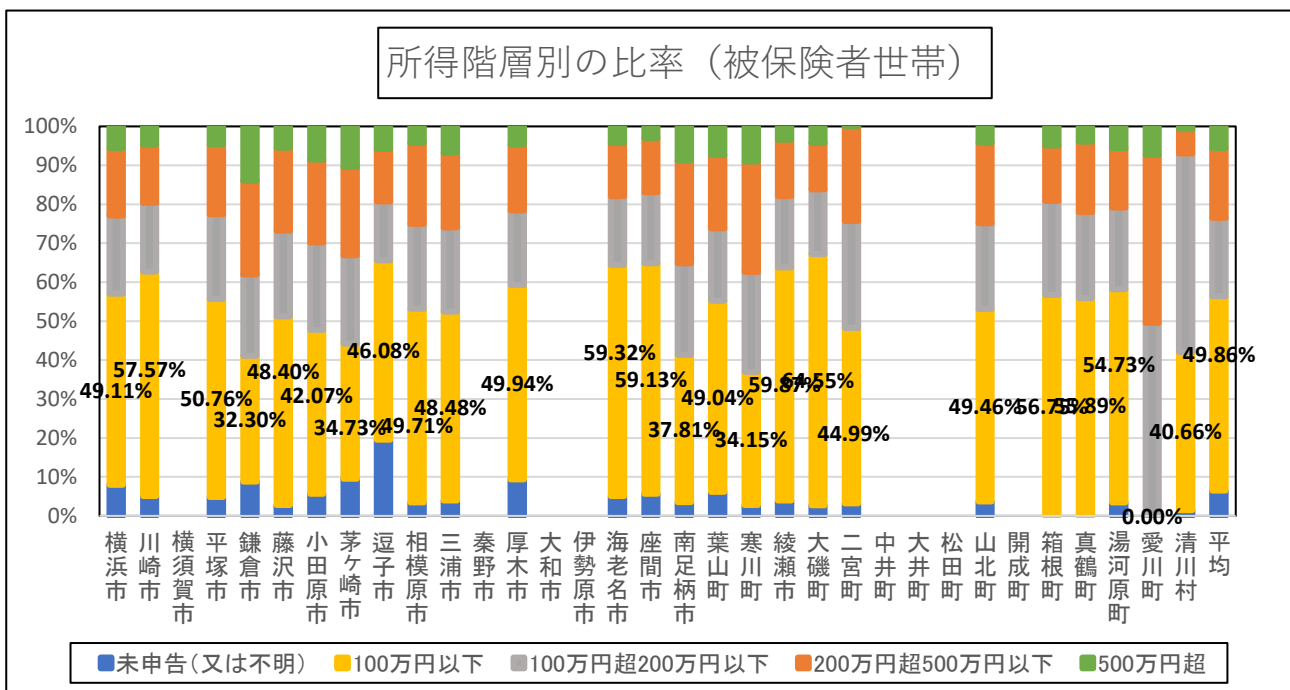
有効期限については、「交付していない」もしくは「1年以内」としているところが、横浜市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市の5市。1カ月、3カ月、6カ月で判断しているところも含めて、その他の自治体は最長6カ月としています。

⑥短期証、資格証の交付についての今後の方向性について

交付基準は、現行通りとする自治体が多いものの、全体として資格証交付世帯は減少させるとしています。

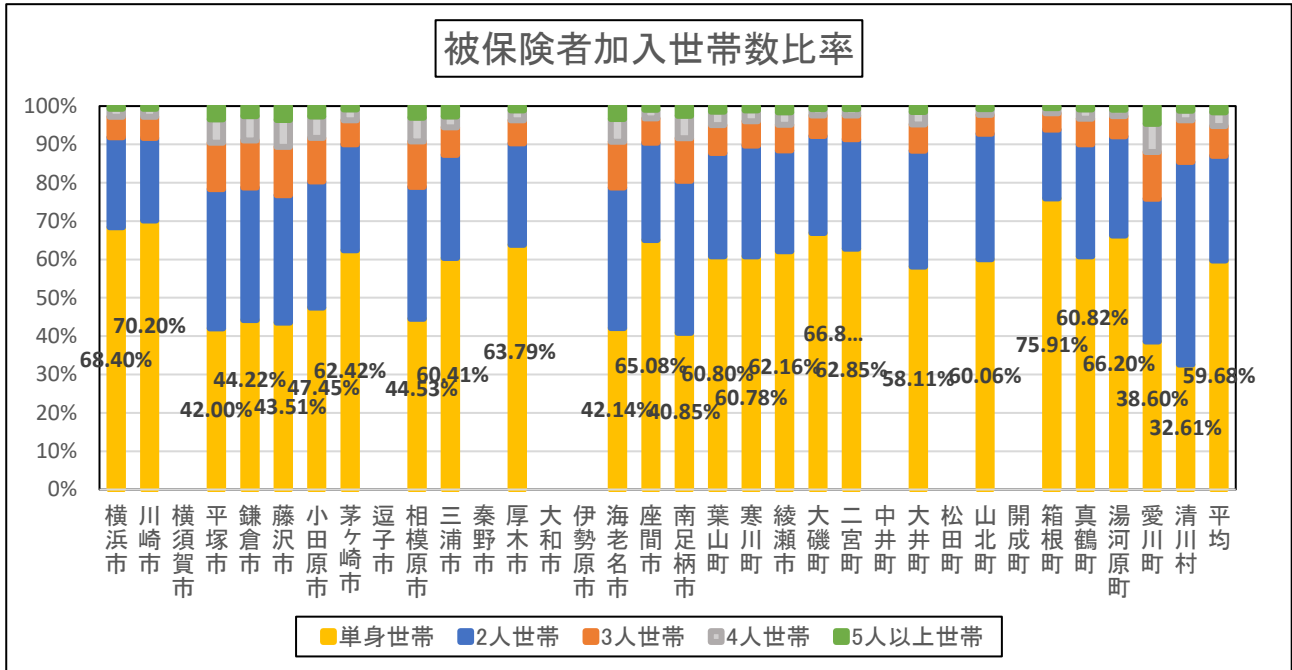
2. 所得階層別・世帯別・年齢階層別の加入状況（8～15P）

（1）国保の加入世帯所得



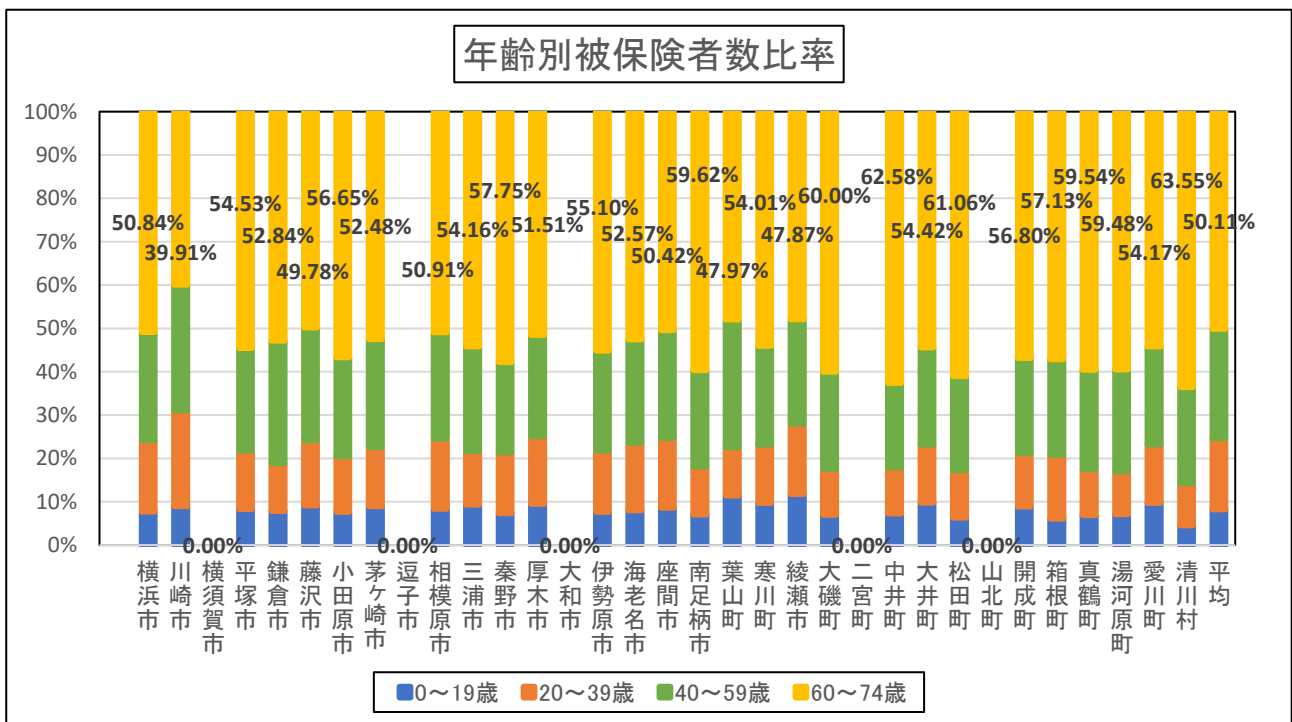
加入世帯所得の単純平均で、100万円以下49.86%とほぼ5割に達し（昨年は48.60%）、200万円以下では70.03%を占めました。100万円以下で5割を超える自治体は、川崎市、平塚市、海老名市、座間市、綾瀬市、大磯町、二宮町、箱根町、真鶴町、湯河原町の10市町。200万円以下で7割を超える自治体は、川崎市、平塚市、藤沢市、相模原市、三浦市、海老名市、座間市、綾瀬市、大磯町、二宮町、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村の15市町村です。未申告又は不明の比率が高い自治体もあることから、低所得者の比率はもっと高いと思われ、市町村国保は、低所得者を対象としている制度であることが明かです。

(2) 世帯ごとの加入者数



国保の加入世帯区分では、県内平均で単身者が59.68%（昨年57.35%）を占め、2人世帯が27.38%と、単身者と2人世帯で87.06%を占めます。単身世帯が6割を超えている自治体は、横浜市、川崎市、茅ヶ崎市、三浦市、厚木市、座間市、葉山町、寒川町、綾瀬市、大磯町、二宮町、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町の15市町。箱根町が単身世帯75.91%ともっとも高く、清川村が32.61%ともっとも低い。

(3) 年齢別の加入者数



60歳以上が50.11%と、昨年の51.03%から若干減少していますが過半数を占めています。60歳以上の比率が55%を超えている自治体は、小田原市、秦野市、伊勢原市、南足柄市、大磯町、中井町、松田町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村と12市町村に及び、もっとも比率が高いのは清川村で63.55%。全県平均で、70歳以上は27.07%（昨年は26.44%）に及び、多くの方が今後、後期高齢者医療制度に移行します。

3. 2022年度保険料（税）関係（16～24P）

（1）2022年度保険料（税）率、その他について

■ は前年より引き下げ ■ は前年と同率・額

2021年	医療給付金分				後期高齢者医療支援金分				介護納付金分				賦課限度額		
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	医療分	支援分	介護分
1 横浜市	7.51%		35,120		2.26%		10,600		2.90%		14,980		650,000	200,000	170,000
2 川崎市	6.78%		36,078		2.40%		12,379		2.57%		15,514		650,000	200,000	170,000
3 横須賀市	6.05%		18,590	29,010	2.37%		7,050	10,990	2.37%		8,000	9,050	650,000	200,000	170,000
4 平塚市	6.69%		25,400	16,840	2.77%		10,190	6,760	2.94%		12,010	6,080	650,000	200,000	170,000
5 鎌倉市	6.10%		24,930	15,780	2.52%		9,180	5,610	2.53%		9,360	4,860	650,000	200,000	170,000
6 藤沢市	5.95%		24,240	16,560	2.53%		9,960	6,840	2.41%		11,880	5,880	650,000	200,000	170,000
7 小田原市	6.78%		23,442	19,238	2.71%		8,756	6,910	2.64%		9,876	5,883	650,000	200,000	170,000
8 茅ヶ崎市	6.07%		19,800	25,400	2.53%		7,900	10,100	2.55%		9,500	8,900	650,000	200,000	170,000
9 逗子市	5.57%		21,700	17,000	2.65%		9,400	7,400	2.13%		8,800	5,100	650,000	200,000	170,000
10 相模原市	6.05%		25,500	17,000	2.30%		10,000	6,000	2.15%		9,500	6,000	650,000	200,000	170,000
11 三浦市	6.25%		27,900	15,300	2.54%		14,000		2.40%		16,300	2,300	650,000	200,000	170,000
12 秦野市	6.40%		22,200	19,900	2.51%		8,200	7,200	2.53%		9,400	5,600	650,000	200,000	170,000
13 厚木市	5.79%		23,372	22,391	2.06%		8,175	7,832	2.08%		9,795	6,780	650,000	200,000	170,000
14 大和市	5.95%		19,200	19,800	2.20%		7,200	7,800	1.30%		7,200	4,800	650,000	200,000	170,000
15 伊勢原市	5.32%		21,000	20,800	2.20%		7,800	8,700	1.94%		7,500	7,200	650,000	200,000	170,000
16 海老名市	5.50%		23,700	18,600	2.20%		9,500	7,600	2.10%		10,800	6,000	650,000	200,000	170,000
17 座間市	6.10%		24,400	18,400	2.30%		8,400	6,800	2.10%		10,100	6,300	650,000	200,000	170,000
18 南足柄市	5.82%		25,310	28,540	2.15%		9,740	10,950	1.83%		13,230	8,680	650,000	200,000	170,000
19 葉山町	4.75%		19,950	17,500	2.30%		9,100	7,500	2.00%		10,300	6,100	650,000	200,000	170,000
20 寒川町	4.90%		20,900	19,500	2.60%		10,300	9,600	2.40%		11,000	7,300	650,000	200,000	170,000
21 綾瀬市	5.95%		18,800	19,200	2.30%		6,800	7,200	2.10%		6,000	6,000	650,000	200,000	170,000
22 大磯町	6.20%		24,500	21,000	2.80%		13,000		2.30%		12,000		650,000	200,000	170,000
23 二宮町	6.25%		25,600	26,200	2.10%		9,400	7,800	2.00%		17,000		650,000	200,000	170,000
24 中井町	5.82%		25,000	25,000	1.39%		6,600	6,000	1.74%		9,100	7,000	650,000	200,000	170,000
25 大井町	3.03%		18,000	9,750	2.04%		7,500	4,000	1.51%		7,500	3,000	650,000	200,000	170,000
26 松田町	5.65%		27,500	26,800	2.50%		10,000	6,870	1.99%		11,000	7,800	650,000	200,000	170,000
27 山北町	5.20%	30.90%	23,000	41,000	1.20%	4.60%	8,200	6,000	1.30%	5.00%	4,200	5,600	650,000	200,000	170,000
28 開成町	6.28%		27,200	16,800	2.40%		10,200	6,800	1.99%		11,000	4,900	650,000	200,000	170,000
29 箱根町	5.19%		18,820	20,960	1.58%		5,720	6,380	1.71%		7,780	7,220	650,000	200,000	170,000
30 真鶴町	6.12%		29,180	24,110	1.77%		8,710	7,180	2.52%		12,640	6,360	650,000	200,000	170,000
31 湯河原町	5.50%		21,800	16,300	2.17%		8,600	6,400	1.41%		7,400	4,300	650,000	200,000	170,000
32 愛川町	6.28%		20,400	24,000	2.12%		6,600	8,600	1.65%		7,000	6,000	650,000	200,000	170,000
33 清川村	5.23%		22,520	10,790	1.53%		6,580	3,150	2.10%		9,330	3,190	650,000	200,000	170,000
単純平均	5.85%	30.90%	23,789	20,628	2.24%	4.60%	8,962	7,275	2.13%	5.00%	10,211	6,006	650,000	200,000	170,000

①2022 年度保険料（税）率・額

2022 年度の市町村国保の保険料（税）は、13 市町村で減額（昨年 12 市町村）、11 市町村で据え置き（昨年 15 市町）と全 33 市町村中 24 市町村で減額、据え置きとなりました。

②徴収方式

保険料として徴収しているのは 14 自治体、保険税として徴収しているのは 19 自治体。

保険料方式	横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、厚木市、葉山町、寒川町、箱根町、湯河原町、清川村
保険税方式	平塚市、相模原市、三浦市、秦野市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、真鶴町、愛川町

③保険料（税）賦課方式

賦課方式は、2 方式（所得割・均等割）が 2 自治体、3 方式（所得割・均等割・平等割）が 30 自治体、4 方式（所得割・資産割・均等割・平等割）が 1 自治体（山北町）。

2 方式	横浜市、川崎市
3 方式	横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、葉山町、寒川町、綾瀬市、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、開成町、箱根町、湯河原町、真鶴町、愛川町、清川村
4 方式	山北町

（2）世帯所得区分の 2022 年度保険料（税）額

2022 年度保険料（税）額は、市町村から提出された世帯所得区分別保険料（税）額での 2021 年度との比較をしました。2022 年度は、国民健康保険法の改正により、子どもの均等割が未就学児まで半額となり、「4 人世帯（45 歳夫婦、子供 5 歳・10 歳）」モデルで多くの自治体で減額となりました。モデルケースでは、資産割（固定資産税にかかる保険料・税）の固定資産税額を 5 万円で設定しました。そのため、唯一資産割をしている山北町が高く保険料（税）額がでています。

① 単身世帯（45 歳）

所得 100 万円の層の年間保険料は、単純平均 133,247 円で、所得の 13.32%。最高額は、山北町の 185,250 円（資産割がある自治体）、最低額は大井町の 87,200 円。

② 2 人世帯（45 歳親と子供 10 歳）

所得 200 万円の層の年間保険料は、単純平均 261,496 円で、所得の 13.08%。最高額は、平塚市の 307,400 円、最低額は大井町の 153,000 円。

③ 2 人世帯（45 歳夫婦）

所得 400 万円の層の年間保険料は、単純平均 480,321 円で、所得の 12.01%。最高額は、平塚市の 567,400 円、最低額は大井町の 317,600 円。

④ 3 人世帯（45 歳夫婦、子供 10 歳）

所得 400 万円の層の年間保険料は、単純平均 510,598 円で、所得の 12.76%。最高額は、平塚市の 603,000 円、最低額は大井町の 317,600 円。

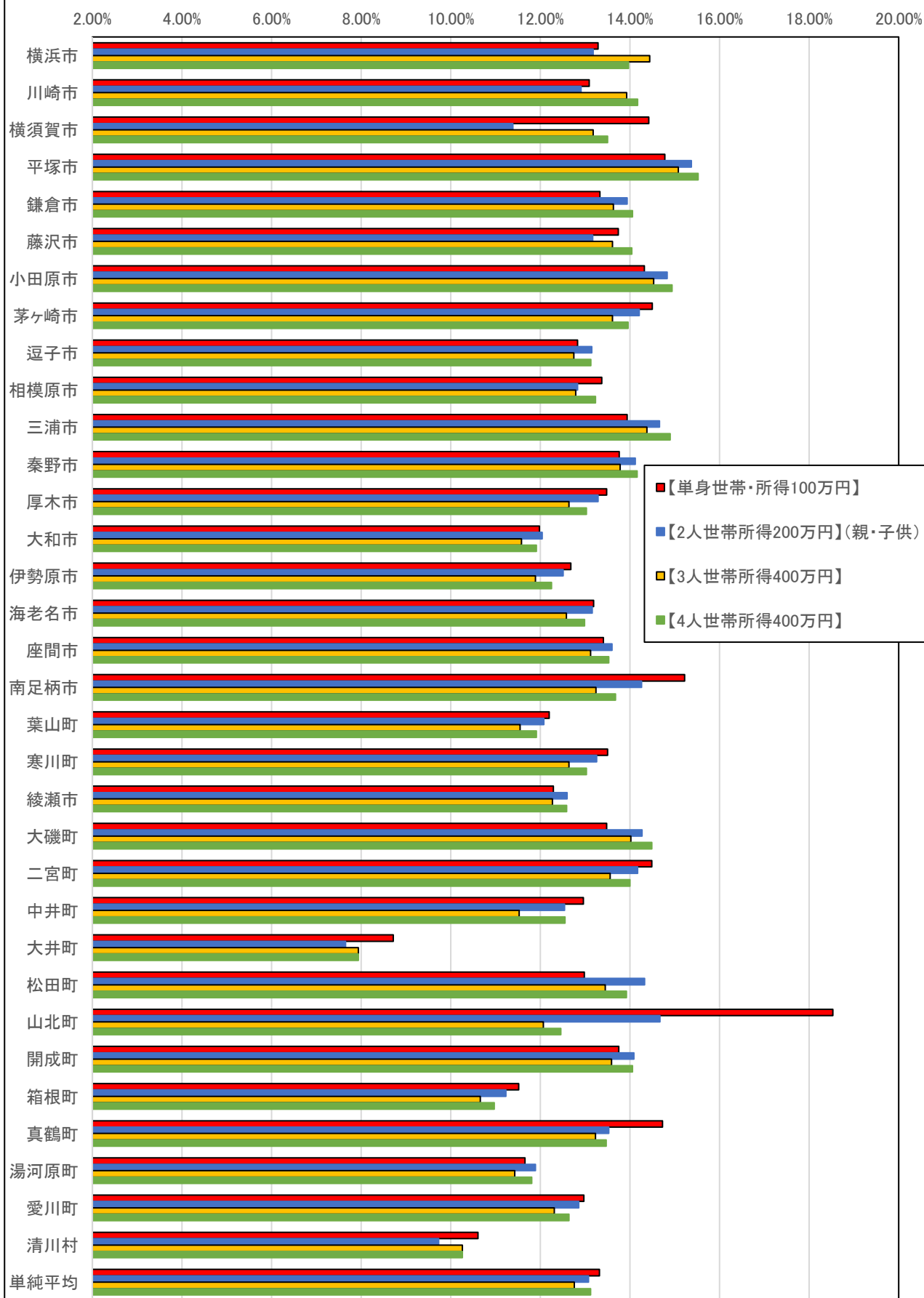
⑤ 4 人世帯（45 歳夫婦、子供 5 歳・10 歳）

所得 400 万円の層の年間保険料は、単純平均 524,902 円で、所得の 13.12%。最高額は、平塚市の 620,800 円、最低額は大井町の 317,600 円。

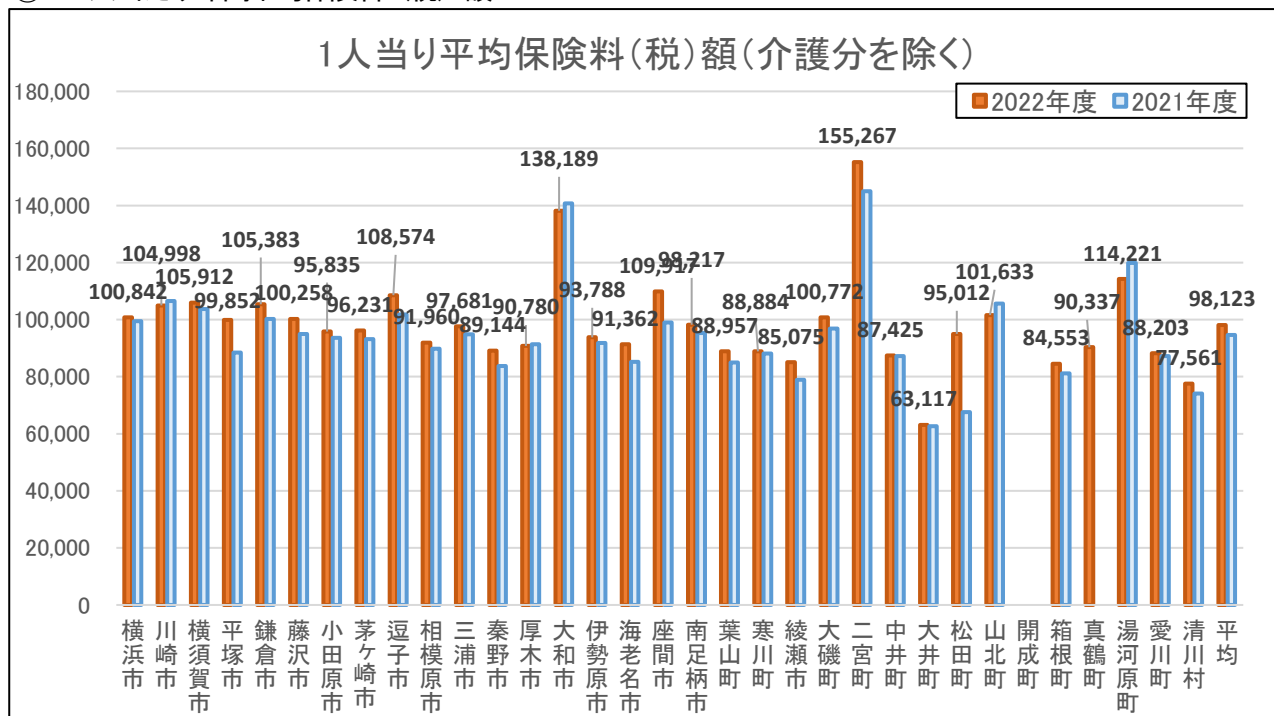
⑥ 夫（68 歳・世帯主・年金収入 200 万円）と妻（66 歳・年金収入 80 万円）の 2 人世帯

このモデル設定での 2022 年度保険料（税）額平均は 94,88 円で、前年度と比べて 8,611 円増額しました。12 市町が前年度と同額となりました。9 万円未満が 19 市町村（最低は大井町の 56,100 円）です。（前年度額との増減が大きすぎる自治体があり、精査が必要です）

世帯別・所得別の保険料(税)負担率



⑦ 一人当たり年間平均保険料（税）額



2022年度の1人当たり年間平均保険料（税）額のうち、介護分を除いた額の平均は98,123円で、前年度の94,623円から3500円増額しています。10万円未満が20市町村（最低は大井町の63,117円）。介護分を含めた額の平均は108,976円で、前年度の105,621円から2,974円増額となっています。11万円未満が19市町村（最低は大井町の69,987円）。

4. 保険料（税）減免実績について（25～30P）

2021年度の保険料（税）減免実績のうち、法定減免は全県で604,061件、総額226億9千万円の減免が行われました。条例減免実績については、横浜市が子ども世帯減免（所得割の減額に反映）を行っており、申請件数36,854件、減免総額21億8千万円と突出しています。川崎市も同様の減免制度があり、申請件数3,228件、減免総額2億7千万円です。大井町と清川村が子どもの均等割の全額減免（双方とも18歳以下まで）、中井町と箱根町が均等割について第3子から全額減免、今年度から相模原市が18歳まで子供の均等割半額減免をスタートしました。市町村ごとの減免措置の拡大が求められています。

コロナの影響による保険料（税）の減免については、全県で2021年度の申請件数9,240件、決定件数9,445件、総額15億7189万円の減免となりました。2020年度は、申請件数38,042件、決定件数39,288件、総額53億9980万円の減免を実施しています。

5. 一部負担金関係（31～34P）

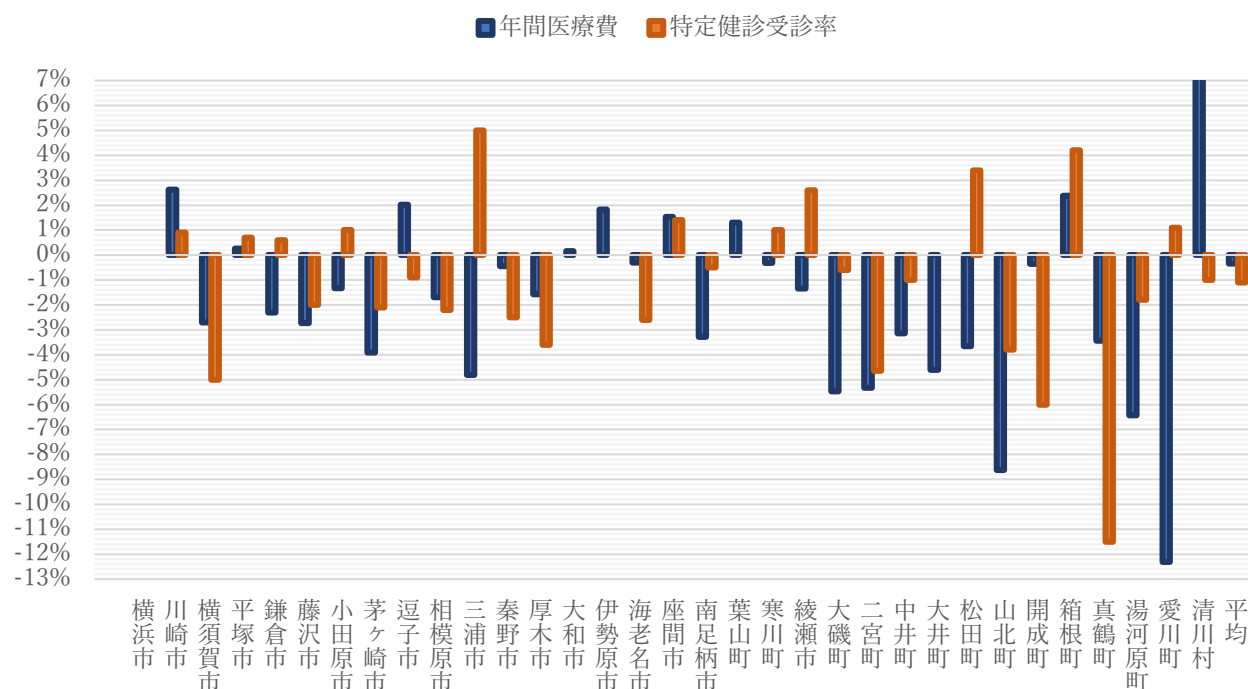
一部負担金減免制度の利用実績は、毎年100件にも満たずに減少しています。各市町村で、国保だより、国保のしおり、ホームページなどで広報していますが、制度の周知は不十分な実態がうかがえます。

「収入減少世帯および有病世帯の判定方法について」で、基準生活費（生活保護法の保護の基準）に乗じた額を聞いたところ、全ての自治体が115%であり、130%としているのが、鎌倉市、相模原市、秦野市、伊勢原市、南足柄市、寒川町、湯河原町の6市町。コロナ感染症の影響による一部負担金減免は全く実施されていませんでした。

コロナの感染による傷病手当金の2021年度支給実績は、申請件数1,060件、決定件数986件、総額56,978,741円で、1人当たり57,788円の手当金が支給されました。2020年度支給実績は、申請件数329件、決定件数276件、総額23,411,339円で1人当たり84,824円の手当金が支給されました。

6. 受診動向関係 (35~36P)

受診動向 (被保険者1人当たり2021年度の2019年度対比)



コロナ禍のもとで、受診控えが懸念されることから、受診動向について、医療費、レセプト件数、年間受診日数、特定健診受診率について調査しました。医療費は、2019年度比較して、2021年度は0.35%の減少となりました(2020年度の2019年度比較は5.60%減少)。1人当たりで計算すると逆に2.62%のプラスとなっています。総額で5%以上のマイナスが、大磯町、二宮町、山北町、湯河原町、愛川町の5町で、清川村は11.73%も上昇しています。レセプト件数は、2019年度比較して2021年度は、平均で6.61%のマイナスとなりました。年間受診日数も9.17%のマイナスで、医療費比べて落ち込みが大きく、通院を控える傾向にあることが伺えます。また、特定健診は受診できない期間もあったことから、受診率が32.60%から31.50%に減少しています(2020年度は29.28%)。

7. 国保財政関係 (37~48P)

(1) 一般会計法定外繰入の算出基準について

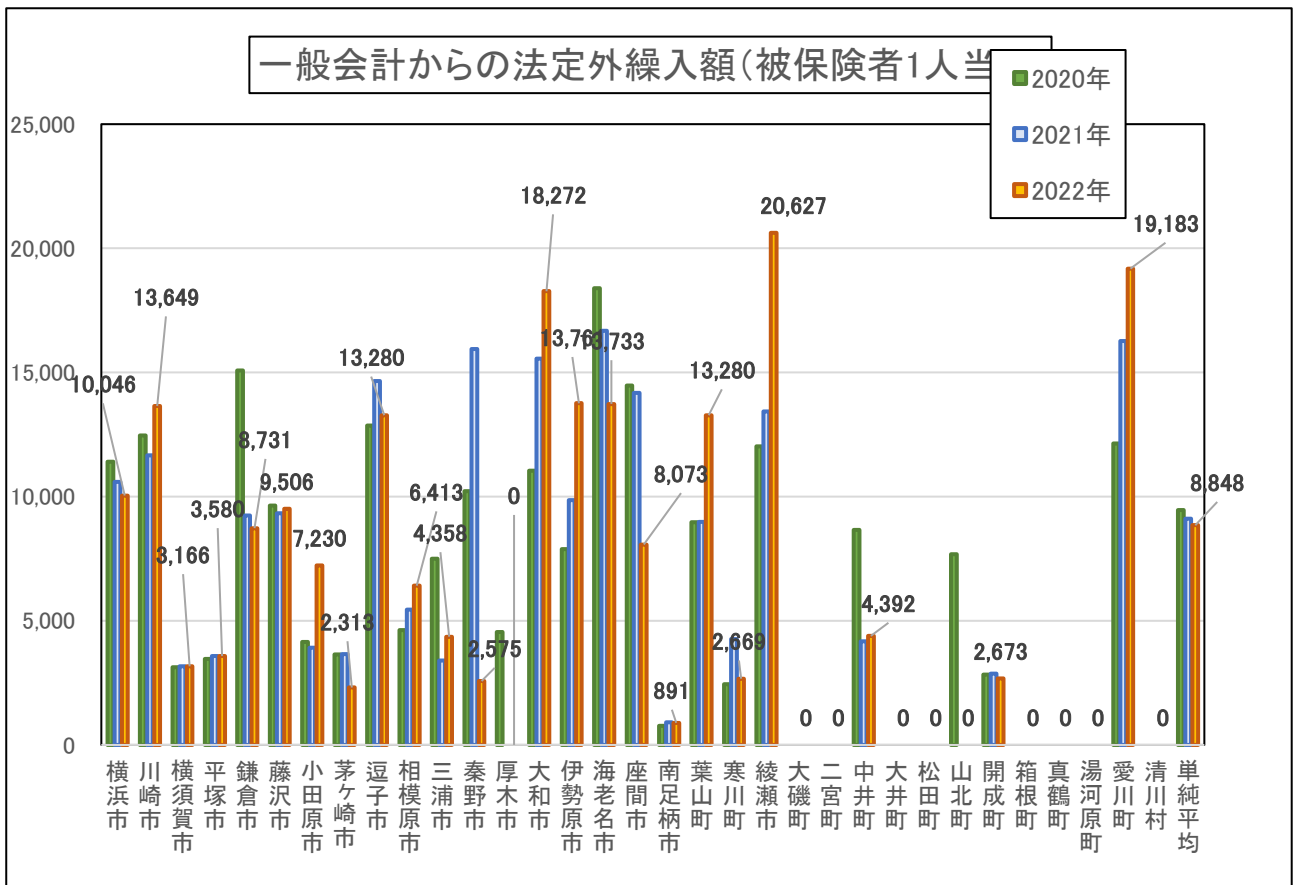
法定外繰入の算出基準は、多くの自治体でなんらかの基準を持っています。一方で、「基準はない」という自治体もあり、財政状況に応じての判断としています。

(2) 一般会計からの法定外繰入額について

2022年度繰入金予算額の保険者一人当たりの額は、平均で40,160円。法定外繰入の1人当たり平均額は8,848円。2022年度の法定外繰入予算額の1人当たりで前年比増額したのは、川崎市、藤沢市、小田原市、相模原市、三浦市、大和市、伊勢原市、葉山町、綾瀬市、中井町、愛川町の11市町。最高額は綾瀬市の20,627円、次いで愛川町の19,183円、大和市の18,272円。法定外繰入については、10市町村(厚木市、大磯町、二宮町、大井町、松田町、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村)が実施していません。

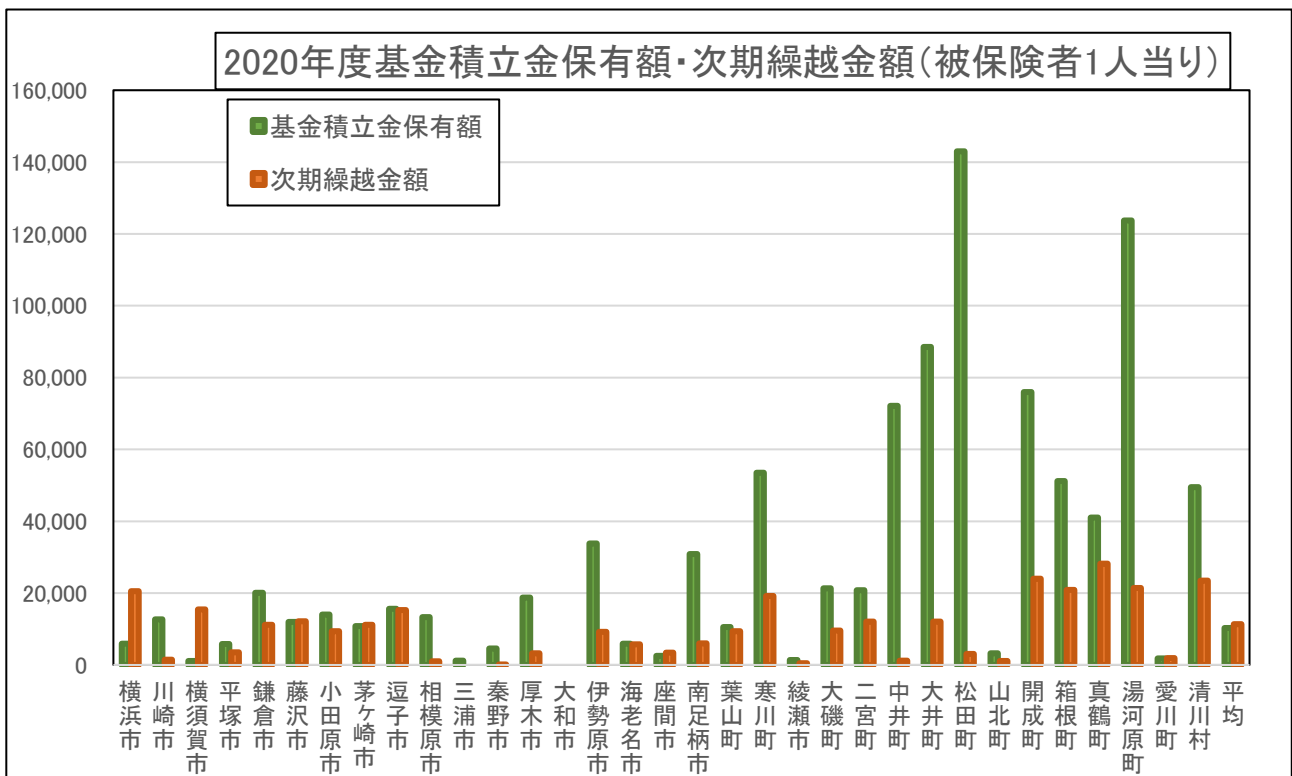
(3) 法定外繰入の今後の計画

多くの自治体が、計画的・段階的な削減をすすめていくとしています。国の圧力(保険者努力支援制度で評価)があり厳しい状況ですが、保険料引き上げとならないよう削減計画の見直しを求めする必要があります。



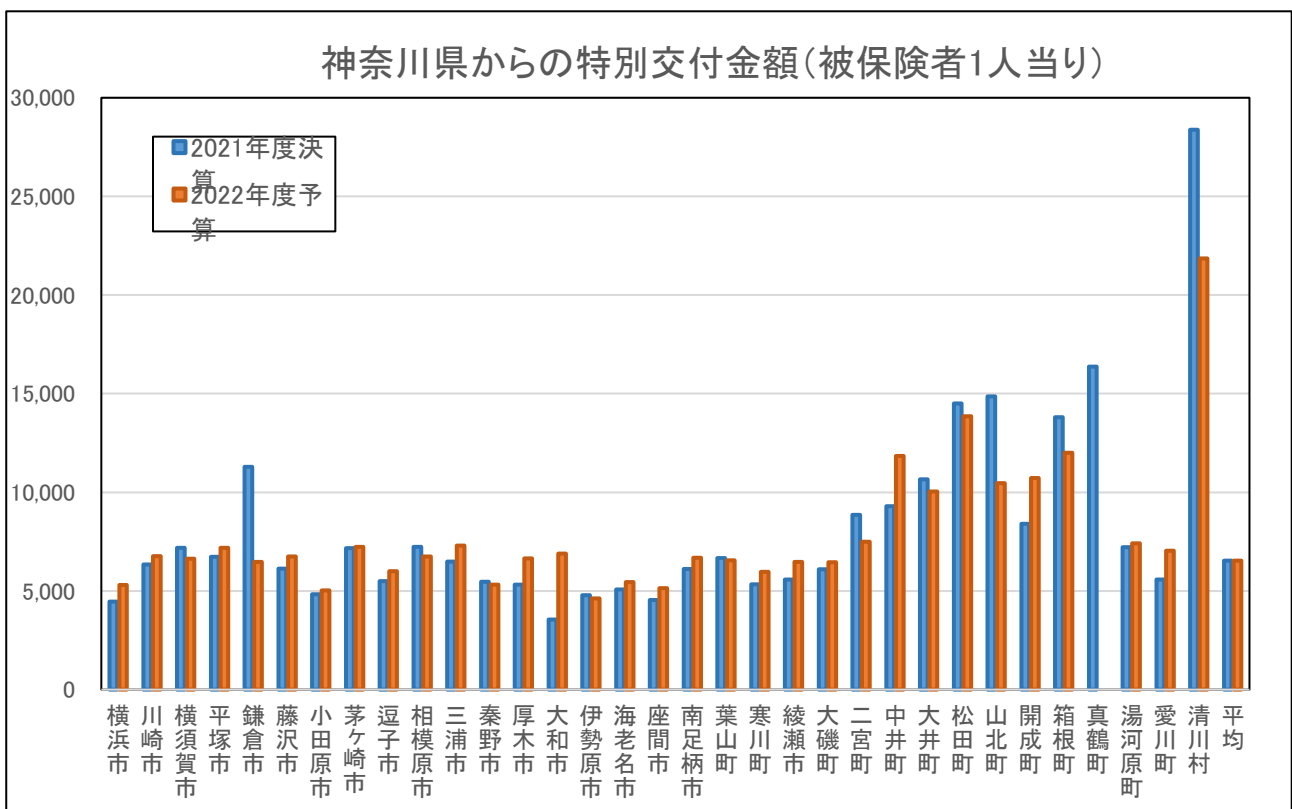
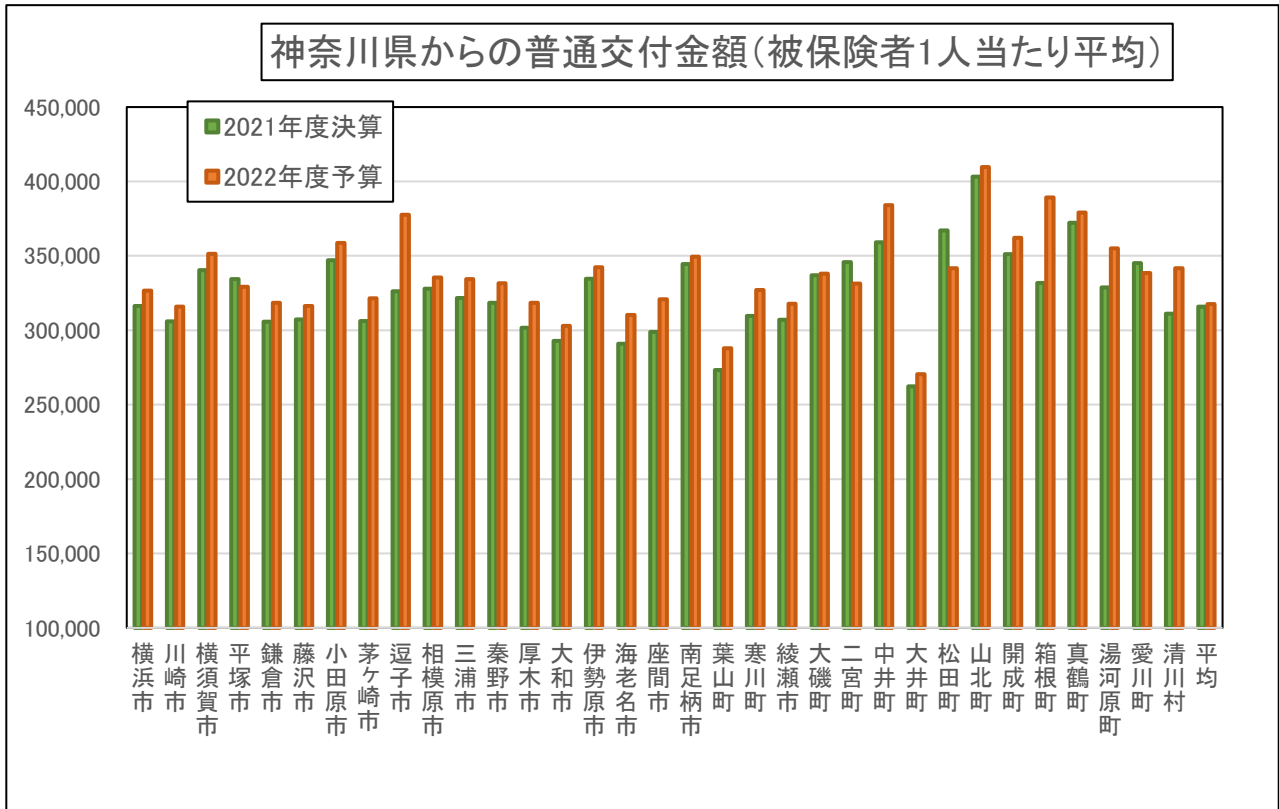
(4) 基金積立金・次期繰越金

法定外繰入の減額圧力が強まる中で、保険料の軽減をはかるために、繰越金、基金を活用した方策も求められます。2021年度末の被保険者一人当たりの基金の保有高は10,258円、2021年度の次期繰越金は11,364円で、年々増えています。基金の保有高の最高額は、松田町の142,982円、2021年度の次期繰越金の最高額は真鶴町で28,236円。



(5) 国庫からの支出金、県からの支出金

都道府県単位化にともなって、国庫負担金は減少しています。そのかわりに、神奈川県からの普通交付金と、特別交付金が増えています。2022年度の被保険者一人当たりの普通交付金の平均額は317,702円、最高額は山北町で409,692円、最低額は大井町で270,412円と差があります。特別交付金の平均額は6,542円、普通交付金と比べて金額は少ないものの、最高額は清川村で21,86円、最低額は伊勢原市で4,629円と大きな差があります。



8. 保険料（税）滞納額と差押さえ等の状況（49～57P）

（1）滞納額と差押え、執行停止の状況

滞納額と差押え、執行停止の2021年度の状況では、滞納世帯数に対する差押件数の割合が10%以上は、横浜市、川崎市、小田原市、三浦市、厚木市、綾瀬市、松田町、箱根町の8市町で昨年と同数。差押え金額比率では、横浜市54.96%、厚木市46.60%、綾瀬市25.98%、箱根町25.21%、茅ヶ崎市22.79%など、滞納対策の強化がすすめられています。一方で、執行停止件数比率では、小田原市24.04%、横浜市21.29%、中井町20.61%、秦野市19.66%、箱根町18.34%と救済措置がとられています。

（2）差押えた資産の取り立て・処分の状況と内訳

差押えた資産の取り立て・処分の状況と内訳については、差押え資産の最も大きいのが預貯金で、件数、金額とも約半分を占めています。

（3）滞納・差押えの担当部局および移行ルール

保険料（税）の収納率の向上が全ての自治体で最重要課題となっており、収納対策の強化がはかられています。国保の担当部局から収納部局への移行があるところは、鎌倉市、相模原市、三浦市、秦野市、厚木市、伊勢原市、南足柄市、寒川町、綾瀬市、大磯町、中井町、松田町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村の18市町村。移行ルールは、現年度分は国保担当部局で過年度分が収納対策部局へ移行、処理困難と認められる事案を移行、税金と国保保険料の滞納がある場合など。

以 上